

第4号様式（第9条関係）

令和2年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

| | |
|------------------------------|---|
| 開催日時 | 令和2年12月24日（木） 午前10時～12時 |
| 場所 | 大田区役所本庁舎9階入札室 |
| 出席委員 | 内山委員長、宮本委員、藤好委員 |
| 事務局 （説明者） | 清水副区長、後藤総務部長、鈴木経理管財課長、 河原田施設整備課長（欠席）、宮本施設保全課長 浦瀬建設工事課長（欠席）、大田基盤工事担当課長、 前田契約担当係長、柴田契約担当係長、 浦田契約担当係長 |
| 議事概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 部長挨拶 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）指名停止措置の状況について （2）令和2年度上半期 工事請負契約の概要について （3）令和2年度上半期 工事請負契約抽出案件について （4）その他 4 閉会 ※詳細は、別紙のとおり |
| 審議の対象 とした期間 | 令和2年4月1日～令和2年9月30日 （合計169件、制限付一般競争入札76件、総合評価落札方式 入札12件、希望制指名競争入札11件、指名競争入札9件、 随意契約61件） |
| 提出された 報告資料 | 令和2年度 第2回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第2回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書 |
| 審議した 事案 | 抽出事案計6案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり |
| 主な 質問 ・ 見 答 等 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

令和2年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 指名停止措置の状況について

事務局より資料1に基づき報告した。

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の雇用形態はどうなっていたのか。 ・該当ケースも含めて、業者が日雇いで雇用することはあるのか。 ・指名停止の相手方は組合とのことだが、今回は、措置の対象は組合のみなのか、それとも業務に従事した業者も含むのか。 ・今回、業務に従事した他の2社については措置を行わないのか。 ・今回については、どの業者がどこに配置されているのか、わかっていたのか。 ・委託費を払う相手方はどこか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一年間の有期雇用と確認しております。 ・工事ではありますが、業務委託ではあまり例がありません。 ・今回は3社が駅ごとに分割して業務に従事しており、そのうちの1社が不祥事を起こしました。しかし、この業者につきましても、入札参加資格がないため、措置は行っておりません。 ・他の2社については入札参加資格はありますが、業務については完全に分割して従事しており、直接本件には関与していないため、措置は行いませんでした。 ・はい、業務を受託する業者が事前に配置する従業員を、組合を通して区に報告しています。したがって、事故を起こした場合、組合のほかに、事故を起こした業者が入札参加資格を有していれば、措置を受ける可能性はあります。 ・組合になります。 |

2 令和2年度上半期工事請負契約について

事務局より、資料2-1～2に基づき報告した。

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式は価格内1者のみのケースが多いが、これはコロナ等の影響からか。 ・予定価格の設定が低いのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響かは不明ですが、これまでも価格内1者のみのケースは、ありました。 ・基本的には積算基準に則って積算し、予定価格を設定しております。ただ正確には把握できておりませんので、見積を取得し採用した価格については業者側と乖離している可能性もあります。仕様によって左右される場合もあり、この点については引き続き研究しています。 |

| | |
|---|---|
| <p>・積算時と入札時では単価の増減があることも理由の一つと考えられるか。</p> <p>・入札契約方式別発注工事一覧表の5 随意契約のNo.52 について、協同組合と2号随契を締結しているが、入札で対応しなかった理由は。</p> <p>・随契理由については理解できるが、入札・契約制度の趣旨から安易に入札を経ないで受注することのないよう注意してほしい。</p> <p>・どこの学校にどの業者が施工しているのかは把握しているのか。</p> <p>・JVの場合は構成員を明示されているため、事故などがあった場合の損害賠償等の責任についても、明確になると考えるが、組合については、責任の所在はどうなっているのか。</p> <p>・組合の中で、一業者に仕事が偏るようなことはないのか。</p> | <p>・可能性としてはあります。</p> <p>・今後については、総合評価落札方式の趣旨に則り、価格のほかに品質の確保が重要であるということから、区でも見直しを図っているところです。</p> <p>・本件はコロナに関する工事であり、緊急性を要しますが、対象の学校数が多い案件です。そこで、コロナから生徒を守る意味でも、少しでも早く施工するために、機動性のある区内業者が集まった組合に随意契約で発注しました。</p> <p>・工事をする立場からも、短期間ですべての学校のトイレにおいて施工するに際し、日頃から地元の学校で部分改修や修繕等の小工事を行い、状況を把握している業者が多数所属している組合に発注することで、安全かつ迅速な施工が期待できると考えました。</p> <p>・引き続き、検討してまいります。</p> <p>・把握はしていません。今後の課題として検討してまいります。</p> <p>・契約の相手方は組合なので、一次的な責任は組合です。その際、損害賠償等が生じた場合、求償対応については組合の判断となります。</p> <p>・出資比率の問題もありますが、ご質問のような状況になれば、同様に分担金を払っている業者から苦情が出ることが考えられるので、組合もその点は考慮して対応するものと理解しています。ただ、今後については先ほども話したように、組合で受注した場合は、施工箇所ごとにどの業者がかかわっているかがわかる仕組みを検討していきます。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・協同組合への随意契約の発注は、能率的、効率的な施工を期待できる一方で、例えば、組合に入っていない新規参入者等が契約できないとなれば、契約締結の機会を奪うこととなり、公平性、透明性という観点から疑問は残る。今後の課題として検討してもらいたい。 ・指名競争入札はどのような場合に行うのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・承知いたしました。 ・指名競争入札は区が入札業者を選択するため、基本的には例外的な競争と考えております。方式としては、予定価格が少額な場合は、業者から希望票を募って入札を行う「希望制競争入札」のほか、入札の途中で中止になった場合や、本体工事が不調等になったため、止むを得えず、付随する電気工事や、設備工事も中止とした案件で、再度の入札の際に行う「指名競争入札」があります。 |
|--|--|

3 令和2年度上半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した6案件について、事務局より資料3～9に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札案件（2件）

- 大田区立大森第四小学校校舎ほか1施設改築その他工事（Ⅱ期）（資料4）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者は1者だが、理由は何が考えられるか。 ・工事箇所は具体的にどこか。 ・Ⅲ期工事はあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件は全体を一つとしてみる増築工事ですので、Ⅰ期工事を施工している業者は、Ⅰ期工事で培ったノウハウを生かして、建築材を工夫して活用することによる経済性や校舎における空間の有効活用を考慮に入れた入札額を積算できることを考えると、他の業者が応札するのが難しい状況だった可能性はあります。 ・単独であれ、JVであれ、1者しか参加がなかったことは競争性の観点から課題であると考えております。 今後については、広く参加できるような工夫を検討していきますが、今回の工事はⅡ期工事であることから、他の業者が参加するのが難しかったことがあると考えます。 ・校舎の西側部分、体育倉庫、植栽等の外構部分です。 ・Ⅱ期工事で終了となります。 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| ・入札に参加したJVは他に競争相手がいないことは知らなかったのか。 | ・はい。1者入札だったことは開札結果が判明したときに業者にわかるシステムになっています。 |
|-----------------------------------|--|

○ 久根橋外1橋構造改良工事（資料5）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・3者しか参加がなかったのは、橋の規模や技術的な問題か。 ・二橋一括にした理由は。 ・呑川は氾濫することはあるのか。 ・橋りょう耐震整備計画は本件で終了したのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・もともと橋りょう工事に登録している区内業者が5者しかないことと、技術的なこと、工事箇所も二橋にわたることなどがあり、参加しにくかったものと考えています。 ・二橋が同じ町会内にあるため、地域への説明が二度手間とならないこと、二橋同時の施工であることから、経費的にもメリットがあること、橋の構造も同じであるため、施工しやすいことを考え一括発注としました。 ・過去に蒲田駅周辺で瞬間的に水位が上がり危険な状態となったことはあります。現在、対策を講じているところです。 ・昨年度の対象箇所は73橋でしたが、そのうち68%について、何らかの耐震補強を講じています。 |

(2) 総合評価落札方式案件（1件）

○ 仮称児童発達支援センター田園調布内部改修その他工事

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者は2者だが、金額に開きがある。何か理由があるのか。 ・業者の施工状況は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容については、特段困難な箇所はないものと思われます。ただ、直接工事費の概ね45%程度について見積を採用しているため、その部分では各社金額に差がある可能性もあり、それが影響していることも考えられます。 ・検査も合格しておりますので問題ありません。 |

(3) 希望制指名競争入札案件（1件）

○ 田園調布小学校及び東調布中学校体育館空調電気設備工事

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大田区は区立の小・中学校の体育館に全部空調機を設置するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度から3年をかけて、区立の小・中学校全ての体育館に冷暖房型の空調機を設置する計画を立てております。したがって、本年はその2年目となります。 |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・落札した業者と比較して倍近い金額を入札している業者があるが、なぜ、このような結果になるのか。 ・低価格で落札した業者は適切に施工しているのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・今回は大部分積算基準に基づき予定価格を算出しているため、差が出るとすれば、人員の確保による経費などが考えられます。 ・東京都の標準仕様書に基づき、工程・工種ごとに区の承認を得るなど、適正な手続を踏みながら行っており、業者間で著しく質が落ちるようなことのないよう施工管理を行っております。 |
|---|---|

(4) 指名競争入札方式 (1 件)

○ 田園調布小学校体育館空調機械設備工事

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な工事内容は。 ・電気工事と設備工事で業者を分けているのはなぜか。 ・指名業者の選定については、課長が単独で決めているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・室内機・室外機及びそれを繋ぐ冷媒管の設置工事等です。 ・区としては原則分離発注を原則としていますので、できる限り電気と設備は別々に発注することとしています。今回の場合は規模が小さい電気工事については2校合わせての発注としています。 ・まず、担当が指名案を提示したうえで、稟議して決定します。また、決定権者は金額で分かれており、高額の場合は、指名選定委員会で審議を経て決定しています。その旨の経過も文書として残しております。 |

(5) 随意契約 (1 件)

○ 蓮沼中学校校庭整地工事

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・協議する段階で、仕様を変更したのか。 ・入札契約方式別発注工事一覧表の5 随意契約のNo.44 の「大森東中学校校庭整地工事」も同様に積算の違いから予定価格と入札額に乖離が生じたということか。 ・コロナの影響もあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様を変更して協議をすれことは、入札に参加した他社との公平性に欠けることとなります。このため、仕様変更はせずに、協議を行い、相手方から予定価格内の金額を提示が得られたため、契約を締結しました。 ・工事内容は本件とほぼ同様と考えられますが、主に仮設の仕様について、例えば交通誘導員の確保、車両による運搬方法等の費用について、考え方に違いがあったものと思われます。 ・3月から夏場くらいまで、都内の工事ができなくなったこともあり、影響はあったのではないかと思います。 |

| | |
|--|--|
| <p>・物価の変動があった場合、どのように対処しているのか。</p> <p>・入札が不調になった後、協議を行う場合、協議はいつ行うのか。</p> | <p>・単価については、東京都の積算単価を採用していますが、ほぼ毎月改定しているため、それに合わせて積算をしています。</p> <p>・予定価格との差が些少である場合は、入札日当日にまず、一番低い価格を入札した業者に連絡して、経理管財課で行います。その際、協議が整わなかった場合は、二番目に低い業者が同じく大きく離れていなければ協議を行っていき、それでも整わなかった時は、不調となります。この方式は、区長決定により定めています。</p> |
|--|--|

令和3年度第1回委員会を令和3年に開催予定。